

改 正 案	現 行
<p>(窓ガラス) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、<u>はずみ、可視光線透過率等に</u>関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のもが装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>一〇七 (略)</p>	<p>(窓ガラス) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、<u>はずみ、可視光線透過率等に</u>関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のもがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>一〇七 (略)</p>